



神奈川県



ボランティア団体等と県との 協働の推進に関する条例

地域の課題のより効果的な解決のために

平成22年4月1日施行



制定の趣旨

いま、くらしの課題が複雑・多様化しています。地域の様々な課題の解決を図っていくためには、行政だけではなく、県民、ボランティア団体、企業など、地域で活動する多様な主体が協働して、ともに公共を担う“協働型社会”づくりが求められています。

ボランティア団体等は、地域における課題を解決するために、何とかしたいと自主的に活動をはじめた活動主体です。それぞれに独特な取組みや、テーマに特化した専門的な取組みなどを、行政とは異なる視点をもって行い、地域課題の解決に重要な役割を果たしています。

また、優れたネットワークをもつことから、他の主体との協働への広がりが期待できます。

神奈川県では、これまでも、そうしたボランティア団体等と協働して事業を実施することで、行政だけでは得られない、大きな成果を挙げてきました。こうした実績を踏まえ、さらに、ボランティア団体等と県との協働を進めて、協働型社会づくりに取り組むため、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」を制定しました。

「ボランティア団体等」とは？

ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人（NPO法人）、法人格を持たない団体及び個人をいいます。

「ボランティア活動」とは？

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動（宗教、政治及び選挙活動を除く。）をいいます。

3つの特徴



■ 特徴1：ボランティア団体等と県との協働に焦点

ボランティア団体等と県との協働に焦点をあて、相互の理解や信頼を基本に、それぞれの立場を尊重し、地域の課題解決に取り組めます。さらに、さまざまな主体が地域課題の解決にともに取り組む協働形社会の実現に向けた礎とします。



■ 特徴2：協働事業に関する協定の締結等のルール化

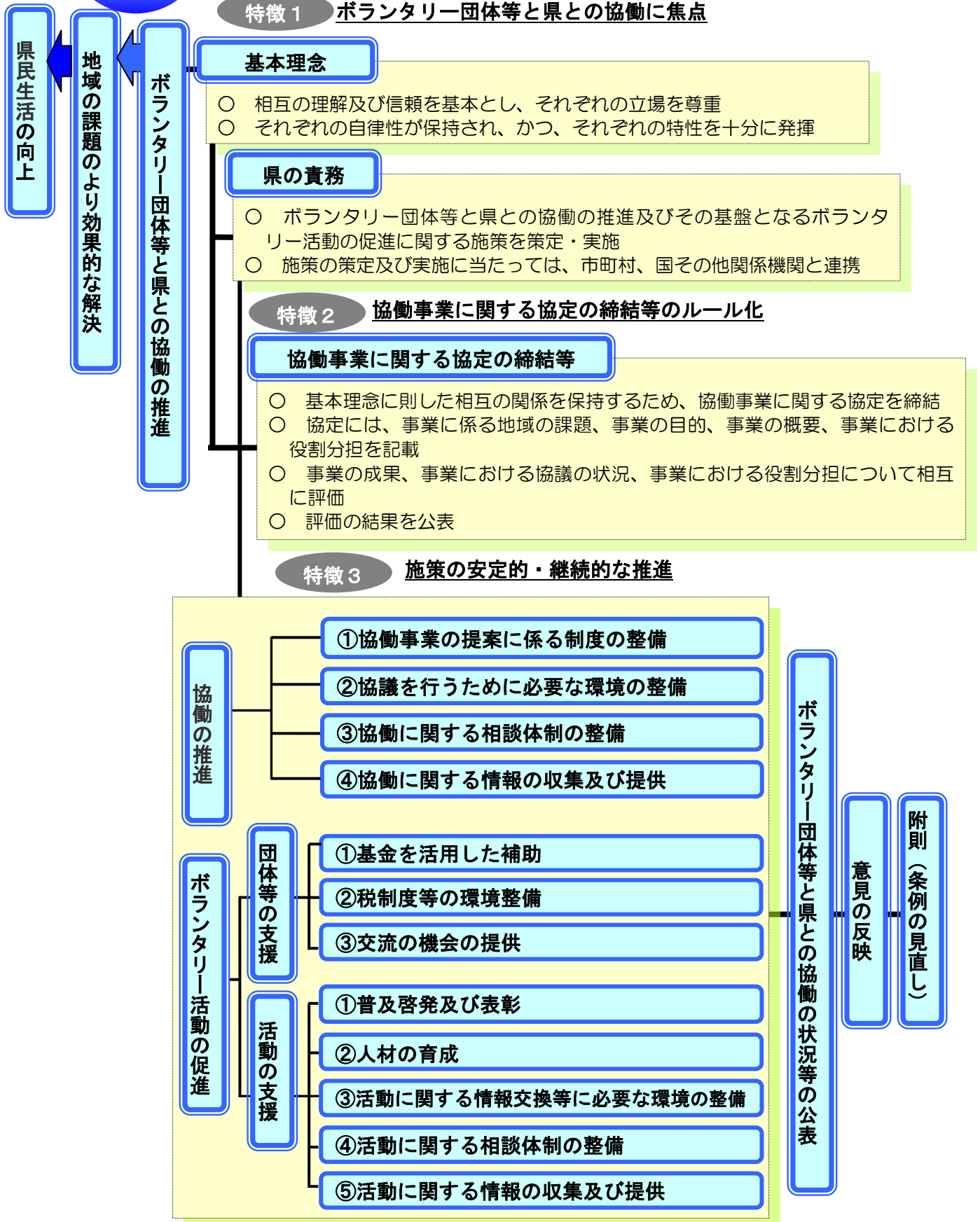
ボランティア団体等と県とが、一定の要件を満たした協働事業を進めるにあたって、団体等と県が自律した対等の関係を保てるよう、役割分担等を明確にした協定（いわゆる「コンパクト」）を締結することなどのルールを義務づけました。



■ 特徴3：施策の安定的・継続的な推進

これまで先進的に取り組んできたボランティア団体等との協働に関する施策と、その基盤となるボランティア活動の促進に関する施策に安定的・継続的に取り組めるよう、条例に位置づけました。

条例のしくみ



ボランティア団体等と県との協働

条例では、ボランティア団体等と県とが、

相互にそれぞれの特性を生かして、
地域の課題の解決を図るために協力すること を

「ボランティア団体等と県との協働」としています。⇒ 条例第2条 定義

協働の最も大切な意義は、両者が協力して、それぞれが持っている力をうまく組み合わせ、活かし合うことで、**相乗効果**を生み出し、県民のくらしの向上に寄与することです。

⇒ 条例第1条 目的

そのためには

相互の理解及び信頼を基本とし、それぞれの立場が尊重されること
それぞれの自律性が保持され、かつ、それぞれの特性が十分に発揮されること
を旨として行われなければならないと定めています。⇒ 条例第3条 基本理念

協働事業のルール

協働の中でも、次の要件にあうものを**協働事業**として、ルールを定めています。

- ①ボランティア団体等と県との協働による事業であって、
- ②地域の課題に対する共通の認識の下に、
- ③企画立案及び実施の各段階において対等な立場で協議することを合意したもの

● 協働事業に関するルール（努力義務） ●

条例第5条	協定の締結	…協働事業に係る地域の課題、協働事業の目的、協働事業の概要、協働事業における役割分担を記載
	相互評価	…協働事業の成果、協働事業における協議の状況、協働事業における役割分担を相互に評価
	相互評価の結果の公表	…遅滞なく公表

いわゆる
「コンパクト」

互いの立場を尊重した協議を求める根拠となるものであり、両者の誠実な協議が深まり、大きな相乗効果を生み出すことが期待されます。

※参考 コンパクト

ここでいう「コンパクト」は、“小さい”ことや“化粧品”のことではなく、1998年に、イギリスで政府と非営利団体との間で締結された役割分担、約束事を定めた合意文書のこと。今の日本では、イギリスのやり

方をそのまま導入することはできませんが、コンパクトが非営利団体の役割と独立性を積極的に評価していることを踏まえ、条例に「協働事業に関する協定の締結等」として規定したのです。



協働の推進のための施策

位置づけられる主な制度、事業は次のとおりです。



かながわボランティア活動推進基金21 協働事業負担金

審査会の選考を経て、地域社会にとって必要な公益的事業で、ボランティア団体等と県とが対等な立場でパートナーシップを組んで行えば一層の効果が期待できる事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担します。

【限度額】 1事業1年に1,000万円を上限に負担

【交付期間】 最長5年以内

【対象となる事業の想定】


- ・ ボランティア団体等と県の両者が、資金又は労力の提供だけではない、様々な役割を果たさなければ、単独では実施できない事業
- ・ 両者が各々の役割を果たすことにより、単独で行うよりも一層の効果が期待できる事業
- ・ 地域社会の課題に対して、ボランティア団体等が先駆的に取り組んでいる事業
- ・ 行政のシステム上、県としてはすぐに本格的な実施はできないが、地域社会にとって必要な公益事業であり、両者が協力して実験的な実施が求められる事業
- ・ 今後の行政の取組みにインパクトを与えることが期待される事業

問い合わせ先：かながわ県民活動サポートセンター基金事業課（連絡先は7ページ）



ボランティア活動の促進のための施策

位置づけられる主な制度、事業は次のとおりです。



かながわボランティア活動推進基金21 ボランティア活動補助金

基金の審査会による選考を経て、ボランティア団体等が行う公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を補助します。

【限度額】 200万円を上限に補助（補助率2分の1）

【交付期間】 最長3年

【対象となる事業】

地域社会の抱える課題解決に自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などで、ボランティア団体等が立ち上げたり、新たに展開する事業

問い合わせ先：かながわ県民活動サポートセンター基金事業課（連絡先は7ページ）



かながわボランティア活動推進基金21 ボランティア活動奨励賞

基金の審査会による選考を経て、モデル的活動等を行うボランティア団体等を表彰し、さらなる継続発展を促進するとともに、県民の皆さんにボランティア活動に対する関心をより一層高めていただくものです。

【副賞】 団体100万円、個人50万円（上限）を贈呈

【対象となる団体等】

他のモデルとなるような実践的な活動で、地域社会への貢献度が高く、今後さらに継続発展が期待できる活動に自主的に取り組んでいる団体及び個人

問い合わせ先：かながわ県民活動サポートセンター基金事業課（連絡先は7ページ）



かながわボランティア活動推進基金21 ボランティア団体成長支援事業

ボランティア団体が自立的かつ安定的に活動できるよう、県が、中間支援組織等にその支援を委託して実施する事業です。

【支援の対象】 ボランティア団体が、その活動を自立的かつ安定的に行うための取組

（例：中期計画の策定、発信力の強化、財務体質の強化、人材の育成等）

【支援を行う団体】 県から委託を受けた団体（NPO法人、会社等であってボランティア団体への支援実績のある団体（いわゆる中間支援組織））

※支援を行う団体は、年1回県が募集し、支援の対象となる取組みは事業を受託した中間支援組織が別途募集します。

問い合わせ先：かながわ県民活動サポートセンター基金事業課（連絡先は7ページ）



かながわコミュニティカレッジ

地域における様々な課題の解決や、地域の活性化に向けた活動を行う人材の育成などに取り組む「県民の新たな学びの場」です。

地域課題の解決や地域の活性化に関する様々な講座をご用意しており、講義や体験実習等を通じ、地域での活動に役立つ専門的な知識・技術を学びます。

問い合わせ先：かながわ県民活動サポートセンターボランティア活動サポート課（連絡先は7ページ）



ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア団体等と県との協働が地域の課題の解決に重要な役割を果たしており、かつ、将来その重要性が増大することが見込まれるとともに、多様な主体が協働して地域の課題を解決する協働型社会の構築に資するものであることにかんがみ、ボランティア団体等と県との協働について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めることにより、地域の課題のより効果的な解決を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ボランティア活動」とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

2 この条例において「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人をいう。）、法人格を持たない団体及び個人をいう。

3 この条例において「ボランティア団体等と県との協働」とは、ボランティア団体等及び県が相互にそれぞれの特性を生かして、地域の課題の解決を図るために協力することをいう。

(基本理念)

第3条 ボランティア団体等と県との協働は、相互の理解及び信頼を基本とし、それぞれの立場が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 ボランティア団体等と県との協働は、それぞれの自律性が保持され、かつ、それぞれの特性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、ボランティア団体等と県との協働の推進及びこれを効果的に推進するためのボランティア活動の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、国その他関係機関との連携に努めるものとする。

(協働事業に関する協定の締結等)

第5条 ボランティア団体等及び県は、基本理念に則した相互の関係を保持するため、ボランティア団体等と県との協働による事業であって、当該事業に係る地域の課題に対する共通の認識の下に、企画立案及び実施の各段階において対等な立場で当該事業に関し必要な事項について協議することを合意したもの（以下「協働事業」という。）を行おうとするときは、当該協働事業に関する協定を締結するよう努めるものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 協働事業に係る地域の課題
- (2) 協働事業の目的
- (3) 協働事業の概要
- (4) 協働事業における役割分担

3 ボランティア団体等及び県は、協働事業を行ったときは、次に掲げる事項について相互に評価を行うよう努めるものとする。

- (1) 協働事業の成果
- (2) 協働事業における協議の状況
- (3) 協働事業における役割分担

4 ボランティア団体等及び県は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該評価の結果を公表するよう努めるものとする。

(ボランティア団体等と県との協働の推進のための施策)

第6条 県は、ボランティア団体等と県との協働の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 協働事業の提案に係る制度を整備すること。
- (2) ボランティア団体等と県との協働に係る協議を行うために必要な環境を整備すること。
- (3) ボランティア団体等と県との協働に関する相談体制を整備すること。
- (4) ボランティア団体等と県との協働に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (5) その他ボランティア団体等と県との協働の推進のために必要な施策

(ボランティア活動の促進のための施策)

第7条 県は、ボランティア活動の促進を図るため、次に掲げるボランティア団体等の支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) ボランティア団体等が行うボランティア活動に係る事業に対し、ボランティア団体等の活動を促進するための基金を活用した補助を行うこと。
- (2) ボランティア団体等が行うボランティア活動に関する税制度等の環境整備に努めること。
- (3) ボランティア団体等相互の協働及びボランティア団体等と県民、事業者等との協働を促進するための交流の機会の提供に努めること。
- (4) その他ボランティア団体等の支援に関し必要な施策

2 県は、ボランティア活動の促進を図るため、次に掲げるボランティア活動の支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) ボランティア活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (2) ボランティア活動を行う人材の育成を図ること。
- (3) ボランティア活動に関する情報交換等に必要な環境を整備すること。
- (4) ボランティア活動に関する相談体制を整備すること。
- (5) ボランティア活動に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (6) その他ボランティア活動の支援に関し必要な施策

(ボランティア団体等と県との協働の状況等の公表)

第8条 知事は、少なくとも毎年度 1 回、ボランティア団体等と県との協働の状況及び前 2 条に規定する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(意見の反映)

第9条 県は、第 6 条及び第 7 条に規定する施策に、ボランティア団体等、県民、事業者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ご質問や、お問い合わせは・・・

県民局くらし県民部NPO協働推進課

- ◎ ボランティア活動の推進に係る施策の総合的企画調整
- ◎ 協働推進施策の推進
- ◎ NPO法人の設立認証・認定・指定

※ 横浜市、川崎市、相模原市及び藤沢市の各市域のみに登記上の事務所を置く法人及び、法人の設立を行おうとする方は、原則として各市役所にお問い合わせください。

URL=<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0223/>

NPO支援グループ
(神奈川県庁新庁舎4階)
TEL 045-210-3703 (直通)
FAX 045-210-8835

横浜駐在事務所
(かながわ県民センター8階)
TEL 045-312-1121 (内線2865~2868)
FAX 045-312-1166

かながわ県民活動サポートセンター

- ◎ 県民センター庁舎の管理に関すること
- ◎ 会議室等の管理に関すること
- ◎ 駐車場の管理に関すること
- ◎ 庶務・予算・経理に関すること
- ◎ ボランティアサロン、ミーティングルーム等の運営に関すること
- ◎ ボランティア活動に関する情報の収集及び提供に関すること
- ◎ ボランティア活動支援施設とのネットワーク形成に関すること
- ◎ 災害救援ボランティア支援センターに関すること
- ◎ その他ボランティア活動の支援に関すること
- ◎ かながわコミュニティカレッジ事業の推進に関すること

- ◎ かながわボランティア活動推進基金21
関係事業の進行管理に関すること

URL=<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0051/>

運営サービス課
(かながわ県民センター8階)
TEL 045-312-1121 (内線2810~2813)
FAX 045-312-4810

ボランティア活動サポート課
(かながわ県民センター8階)
TEL 045-312-1121 (内線2820~2824)
FAX 045-312-4810

基金事業課
(かながわ県民センター8階)
TEL 045-312-1121 (内線2831・2832)
FAX 045-312-4810

かながわ県民センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

<交通アクセス>

◇JR・私鉄

「横浜駅」西口・きた西口を出て、徒歩およそ5分

◇横浜市営地下鉄

「横浜駅」地下鉄出口8から、地下街をとおり「中央モール」を左折し、「北6」出口を出て、徒歩およそ2分

